

函 福 管
令和6年(2024年)8月8日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長
市立函館保健所長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 食中毒の発生について

(市立函館保健所生活衛生課)

食中毒の発生について

1 発生の探知

令和6年7月19日（金）に市内医療機関から、市内飲食店で食事をした12名のグループのうち、4名が体調を崩したとの通報を受け探知した。

2 発生の概要

令和6年7月12日（金）および7月14日（日）に市内飲食店を利用した2グループ16名のうち8名が、14日（日）から18日（木）にかけて下痢、発熱などの症状を呈し、医療機関を受診した。

3 患者の症状

- (1) 患者数：8名（うち函館市民7名）
- (2) 症 状：下痢，発熱など（現在は概ね回復している）

4 原因施設

- (1) 名 称：炭火やきとり酒房さかつね（函館市田家町5番13号）
- (2) 営業者：坂常 弘亮（さかつね こうすけ）
- (3) 業 種：飲食店営業

5 原因食品

- (1) 原因食品
当該施設で令和6年7月12日および14日に調理・提供した食品
- (2) 特定の理由
患者8名が当該施設で喫食しており、診察した医師から食中毒患者等届出票が提出され、患者の症状および潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒と矛盾しないことから特定した。

6 病因物質

- (1) 病因物質：カンピロバクター
- (2) 特定の理由
患者6名の便から食中毒の原因となる「カンピロバクター」を検出したため、同細菌によるものと断定した。

7 保健所の対応

- (1) 喫食者への疫学調査および喫食調査
- (2) 当該施設の調査
- (3) 患者および調理従事者の検便検査ならびに施設のふき取り検査

8 総合判断

市立函館保健所では、当該施設や利用者への調査および細菌検査等を実施していたが、その結果を総合的に判断し、当該施設で調理・提供した食事が原因となる食中毒であると判断した。

9 原因施設に対する措置

令和6年8月8日（木）から令和6年8月10日（土）まで3日間の営業停止